

## 小比企地区の農地を活かしたまちづくりに関する地域懇談会 開催要綱

令和5年5月24日施行

令和5年6月23日改正

令和6年9月12日改正

令和7年8月18日改正

令和8年6月25日改正

令和8年7月1日改正

### （目的・開催）

第1条 小比企地区（小比企一丁目町会・二丁目町会エリア）は、駅近くにまとまった農地（生産緑地）が残る他、古くからある農地や住宅、また農地から宅地化されているエリアや、市街化調整区域などで構成されているエリアである。農業従事者などが抱える課題や将来意向等を踏まえながら、農の風景育成地区構想図の実現に向けて、小比企地区の農地を活かしたまちづくりについて意見交換を行い、都市における持続可能な農地利用を検討するため、小比企地区の農地を活かしたまちづくりに関する地域懇談会（以下「地域懇談会」）を開催する。

### （意見交換を行う事項）

第2条 地域懇談会は、次に掲げる事項について検討し、意見交換を行うものとする。

- （1） 農の風景育成地区構想図の実現に関すること。
- （2） 小比企地区内の農地を活かしたまちづくりや取組みの内容に関すること。
- （3） その他市長が意見を求める必要があると認める事項。

### （構成）

第3条 地域懇談会は、以下に掲げる参加者をもって構成する。

- （1）学識経験者（1名以上）
- （2）小比企地区の農地を活かしたまちづくりに関係する地域の町会・自治会を代表する者（2名）
- （3）地域の農業経営者（4名以上）
- （4）その他市長が必要と認める者

2 定員は30名以内とする

### （開催期間）

第4条 地域懇談会の開催期間は本要綱の施行の日より令和9年3月31日までとし、参加者の任期はその日までとする。

### （座長及び副座長）

第5条 地域懇談会に座長を置く

2 座長は第3条の参加者をもって充てる。

- 3 副座長は、必要に応じて第3条の参加者をもって充てる。
- 4 座長は地域懇談会の進行を行う。
- 5 副座長は座長の職務を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第6条 必要に応じ、地域懇談会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第1条の目的に沿った事項について、意見交換・調査・検討等を行う。

3 ワーキンググループは、地域懇談会の参加者又はその他必要と認める者をもって構成する。

(庶務)

第7条 地域懇談会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、都市計画部都市政策課職員をもって構成する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域懇談会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。